

【(介護予防) 認知症対応型通所介護】

届出が必要な加算(減算)の内容、提出方法、必要書類

次の内容の加算(減算)を算定しようとする(又は取り下げる)場合は、事前に市への届出が必要です。(届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。)

内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 時間延長サービス体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 		
2 入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 		
3 生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表 	
4 個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し(機能訓練指導員) ・実務経験証明書 ※1 ・チェック表 	<p>勤務形態一覧表は加算算定月のもの。</p> <p>機能訓練指導員のみ記載。</p> <p>※1 機能訓練指導員の資格がはり師又はきゅう師の場合に必要</p>
5 若年性認知症利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表 	
6 栄養改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証の写し ・チェック表 	
7 口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証の写し ・チェック表 	
8 サービス提供体制強化加算 (I) イ (I) ロ (II) ※新規開設事業所は届出できません。	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し ※1 ・実務経験証明書 ※2 ・チェック表 	<p>勤務表は前年度の4月～2月分。(前年度実績が6か月未満の場合は届出日の属する月の前3月分。)</p> <p>※1 (I) イ又は(I) ロを算定する場合に必要</p> <p>※2 (II) を算定する場合に必要</p>
9 上記加算の算定をやめる(取下げ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 		
10 職員の欠員による減算(減算の解消)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 	<p>勤務形態一覧表は人員欠如が生じた月(解消した場合は解消した月)のもの。</p> <p>※算定している加算で、人員欠如に該当していないことを要件とする加算は、取下げの届出をしてください。</p>